

亀山市告示第30号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年3月15日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 20209
- 3 路線名 亀山市斎場線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 住山町字下古野23番地内
 - (2) 終点 住山町字下古野23番地内
- 5 供用開始の期日 令和5年3月15日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21468
- 3 路線名 住山団地29号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 住山町字下古野2番地先
 - (2) 終点 住山町字下古野23番地先
- 5 供用開始の期日 令和5年3月15日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21473
- 3 路線名 住山団地線

4 供用開始の区間

(1) 起点 住山町字下古野2番地先

(2) 終点 住山町字下古野2番地先

5 供用開始の期日 令和5年3月15日

第4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21478

3 路線名 住山団地31号線

4 供用開始の区間

(1) 起点 住山町字下古野2番地先

(2) 終点 住山町字下古野2番地先

5 供用開始の期日 令和5年3月15日

第5

1 道路の種類 市道

2 路線番号 30101

3 路線名 和賀白川線

4 供用開始の区間

(1) 起点 住山町字下古野2番地内

(2) 終点 住山町字下古野2番地内

5 供用開始の期日 令和5年3月15日